



2013年7月4日

外務大臣 岸田 文雄 様

独立行政法人国際協力機構 理事長 田中 明彦 様

ビルマ（ミャンマー）・ティラワ経済特別区（SEZ）開発事業 住民移転について

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ

代表理事 福田健治

現在、ビルマ（ミャンマー）・ティラワ経済特別区（SEZ）の早期開発区域（約400ha）で起きる住民移転について、ビルマ政府が住民移転計画（RAP）を策定中です。

同RAPは、本年8月から貴機構が協力準備調査を開始される予定のSEZ早期開発区域以外の区域（約2000ha）、および、今年6月に貴機構が融資契約を締結された「ティラワ地区インフラ開発計画フェーズ1」の開発地域で発生する住民移転の対策に先行して策定されるものになります。つまり、今回策定されている早期開発区域（約400ha）に係るRAPは、今後策定されるRAPの試金石にもなりうる大変重要な位置づけにあることから、慎重かつ丁寧な策定プロセスが必要であると私たちは考えます。

したがって、とりわけ、今回のRAP最終版が策定されるまでの現段階のプロセスにおいて留意すべき点につき、下記のとおり意見を提出させていただきます。

貴省、および、貴機構におかれましては、下記の点にご配慮いただき、JICA環境社会配慮ガイドラインの規定に則ったしかるべき対応をとっていただけますよう、よろしくお願い致します。

1. 移転・補償措置を受ける対象者の選定、また、移転・補償措置の内容の決定にあたっては、同地域での過去の土地収用に伴う移転・補償・生計手段喪失の経緯に十分配慮すること。そのためには、そうした経緯に関し、個々の世帯への丁寧な聞き取りが必要である。
2. 2013年6月中旬から実施された補償算定調査（社会経済調査の補足調査）の結果について、その写しを個々の当該世帯に手交すること。
3. 補償は再取得価格に基づき行なわれること。また、再取得価格の算定方法・根拠についても、RAPのなかで明示すること。
4. 移転・補償措置を受ける対象者が、以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるよう十分配慮すること。特に、現在の生計手段から代替の生計手段への移行を伴う場合には、その移行期間の生活水準等についても、十分な配慮が必要である。
5. RAPはドラフト版の段階で公開すること。RAPドラフト版の全文については、その写しを複数用意するなど、同地域の住民がRAPドラフト版を閲覧できるよう十分に配慮すること。また、住民が理解しやすいように配慮したRAPドラフト版の概要等についても書面で配布すること。
6. RAPドラフト版については、住民が十分に閲覧・理解する期間を設けた上で、説明、意見交換が十分にできるよう、複数回にわたる協議の場を設定すること。

7. 協議に際しては、幅広いステークホルダーの参加を確保すること。
8. 住民が苦情を申し立てることができ、それが処理される仕組みを検討し、導入すること。

以上

連絡先：

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ

〒110-0016 東京都台東区台東 1-12-11 青木ビル 3F

Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039

担当：満田夏花 携帯電話：090-6142-1807

Cc: 外務省 開発協力適正会議 各委員
JICA 環境社会配慮ガイドライン異議申立審査役
JICA 環境社会配慮助言委員会 各委員